

山梨県公報

第四百八十号

令和六年

六月十七日

月 曜 日

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………二四一
○道路の区域変更……………二四一
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二四一
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(六件)……………二四二
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………二四五
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………二四五
○換地処分の実施……………二四六
選挙管理委員会
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二四六
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二四六
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二四六
その他……………二四七
○裁決手続の開始……………二四七

告示

山梨県告示第百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年六月十七日

山梨県知事

長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定納付受託者を指定した日 令和六年五月二十七日

- 三 指定納付受託者に代理納付させる歳入 山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金
四 指定納付受託者が代理納付の対象とする電子決済サービスの種類 PayPay (QRコード決済)
五 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和六年七月一日から令和八年十一月三十日まで

山梨県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和六年七月八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事

長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 市川三郷富士川線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町下大鳥居字原沢七一三番地先から	旧	三五・五	一一九・三
西八代郡市川三郷町下大鳥居字原沢七六七番地先まで	新	三五・五 八七・六	一一九・三

山梨県告示第百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事

長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

山梨県西八代郡市川三郷町山保字蔵地場の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

蔵地場	番号	座標
	一点	北緯三五度三一分二九秒五六六五 東経一三八度二九分五〇秒八一二二
	二点	北緯三五度三一分二九秒〇一一一 東経一三八度二九分五二秒三三二九
	三点	北緯三五度三一分二七秒四三九六 東経一三八度二九分五一秒五七六六
	四点	北緯三五度三一分二六秒〇六〇五 東経一三八度二九分五一秒四九八七
	五点	北緯三五度三一分二四秒七四五〇 東経一三八度二九分五一秒一〇八九
	六点	北緯三五度三一分二四秒一一〇四 東経一三八度二九分五〇秒二五三二
	七点	北緯三五度三一分二四秒四七九三 東経一三八度二九分四九秒一六八八
	八点	北緯三五度三一分二四秒六八〇五 東経一三八度二九分四八秒九三七六
	九点	北緯三五度三一分二五秒三八七一 東経一三八度二九分四九秒八五一五
	十点	北緯三五度三一分二六秒一一〇四 東経一三八度二九分五〇秒一一〇三
	十一点	北緯三五度三一分二七秒三四三〇 東経一三八度二九分五〇秒一九二四
	十二点	北緯三五度三一分二七秒四三三三 東経一三八度二九分五〇秒一四〇〇
	十三点	北緯三五度三一分二七秒七一九三 東経一三八度二九分五〇秒一三四二
	十四点	北緯三五度三一分二八秒六六九一

公 告

十五点

東経一三八度二九分五〇秒四六五七
北緯三五度三一分二八秒六四六五
東経一三八度二九分五〇秒六一四三

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更の年月日 令和六年四月一日
三 届出年月日 令和六年五月二十二日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 南アルプス市 農業協同組合 代表理事 中澤豊一 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市白根複合施設 山梨県南アルプス市在家塚千二百七十一番地の一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦一丁目二番三号
変更後	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一 東京都港区芝浦一丁目二番三号

3 変更の年月日 令和六年四月一日

三 届出年月日 令和六年五月二十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和ハウスリ

アルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスガーデン甲府昭和 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三 外

2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
変更後	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十一号

3 変更の年月日 令和六年三月十三日

三 届出年月日 令和六年五月二十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一 東京都港区芝浦一丁目二番三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ山梨万力店 山梨県山梨市万力字原ノ前七十六番 外

2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦一丁目二番二号	変更後	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一 東京都港区芝浦一丁目二番二号
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和六年四月一日
届出年月日 令和六年五月二十二日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DIS上今井複合施設 山梨県甲府市上今井町七百六十九番 外

2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦	変更後	第一リース株式会社 代表取締役 向島亨
-----	-------------------------	-----	------------------------

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更の年月日 令和六年四月一日
届出年月日 令和六年五月二十二日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市徳永複合施設 山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五 外

2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	変更後	第一リース株式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
-----	--	-----	---

3 変更の年月日 令和六年四月一日
届出年月日 令和六年五月二十二日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リ－ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮二丁目千二百二十五番一 外
 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一 号 外十一者
変更後	株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一 号 外十者

3 変更の年月日 令和五年十月三十一日
 届出年月日 令和六年五月二十二日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リ－

ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
 二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外六者
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外五者

3 変更の年月日 令和六年三月三十一日
 届出年月日 令和六年五月二十二日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一 東京都港区芝浦一丁目二番三号
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス貢川店 山梨県甲府市徳行一丁目三十六番一 外
 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	三井住友トラスト・パナソニックファ イナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉 東京都港区芝浦一丁目二番三号	変更後	三井住友トラスト・パナソニックファ イナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一 東京都港区芝浦一丁目二番三号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三 十番地	変更後	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三 十番地
-----	--	-----	---

- 3 変更の年月日 令和六年三月三十一日
- 三 届出年月日 令和六年五月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月十七日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
経営体育成基盤整備事業（大藤地区大藤工区）の換地処分を令和六年六月七日実施し
た。

令和六年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項
の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり
である。

令和六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一三、五三三

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及
び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法
律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の
三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超え
る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た
数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ
て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合
算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一七九、四四〇

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議
議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を
超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四
十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に
あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであ
る。

令和六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

選挙区名	委員長	小宮山	博
西八代郡・南巨摩郡	三分の一の数		
中巨摩郡	一三、五九九		
南都留郡	五、五三一		
甲府市	一二、八七五		
富士吉田市	五一、〇一五		
都留市・西桂町	一三、二二四		
山梨市	九、三二一		
大月市	九、四三七		
韮崎市	六、四六六		
南アルプス市	七、九七〇		
北杜市	一九、七九四		
甲斐市	一三、一八五		
笛吹市	二〇、九八〇		
上野原市・北都留郡	一八、八二二		
甲州市	六、六八五		
中央市	八、五三二		
	八、一一五		

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和六年六月十七日

山梨県収用委員会

- 一 起業者の名称 山梨県
- 二 事業の種類 広域営農団地農道整備事業茅ヶ岳東部地区（山梨県甲斐市吉沢字横田地内から同市吉沢字中反地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別表のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和六年六月七日

(別表)

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県 甲斐市 吉沢字 横田	2310 番	田	田	116	116.64	44.39	坂本 義知 ただし、同人は昭和52年1月23日死亡 法定相続人は次のとおり			
	2309 番	田	田	55	55.64	55.64	持分8分の2			
	2294 番	田	田	172	172.42	172.42	山本 照代			
	2293 番	田	田	24	24.17	24.17	持分8分の1			収用しようとする土地は別図のとおり(別図略)
	2290 番	田	田	96	96.83	31.88	山本 初江	なし	なし	
	2287 番	田	田	113	113.73	113.73	小林 妙子			
	2298 番	田	田	270	270.58	140.96	持分8分の2			
	2296 番	田	田	113	113.14	110.07	岩間 小波			
							持分8分の2			
							古屋 清子			